

上細井地内
観音川で砂防工事
減水しますので注意を
上細井地内を流れる観音川で砂防工事のため十月二十一日から四十七年三月二十日まで減水いたします。火災等で水が使えないので、付近のみなさんは、じゅうぶんに注意ください。

写真ニュース

盛況だった
前橋まつり

○…好天に恵まれた前橋まつりは、10月16・17日の二日間、各町内や商店街、各種団体等の多彩な協賛行事でひらかれ、各地からくり込んだ約15万人の見物客で市内は祭り一色に包まれました。

○…午前10時、市役所前から出発した「ミス職場の花」17人を先頭としたパレードには、木やり行列、手古舞い、子ども山車、仮装広告パレードとつづき、人気をあつめました。つづいて、市内小中高校生のブラスバンド大行進、婦人会や町内会員など1,500人の「民謡おどり大行進」が、祭り気分を盛り上げていました。



道路を埋めつくしてくりひげられた民謡おどり大行進が祭り気分を盛り上げていました。



第6回

前橋市民展

作品募集

昨年の市民展に出品された書道作品



市民展
ポスター・図案募集
入選作を印刷・掲示

市教育委員会、市民展運営委員会主催の「第6回前橋市民展」は、四十七年二月二十四日から三月五日まで、中央公民館を会場として開かれます。

この「作品募集」を次のとおり行ないます。今から心がけて、多数出品ください。

□募集作品

①書道部門(第一部漢字、第二部かな、第三部新傾向)

②美術部門(第一部日本画、第二部洋画、第三部彫塑工芸)

□出品点数 制限ありません

□出品者の資格

市内に在住、在勤、在学または出身者で、義務教育を修了した人

□出品手数料

両部門とも各部門別に二点以内五百円、一点増すごとに二百円追加。

□入選資格 審査のうえ、入選作品は展示し、優秀作品には市民展賞ほか各後援団体賞などを贈ります。

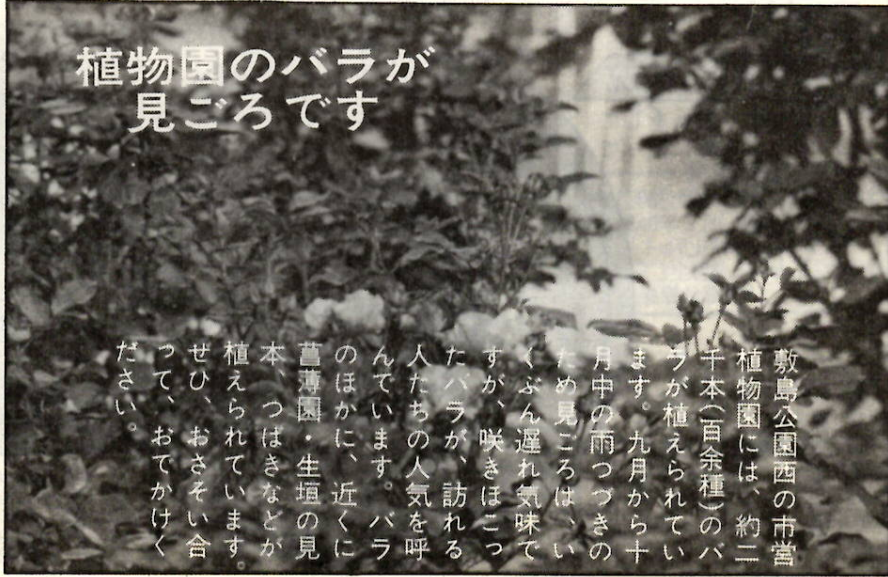
○…くわしいことについては中央公民館(電話31局五七二・32局七二〇)へお問い合わせを。開催要項、出品規則の用意もあります。

中小企業
経営特別相談室
ひらく

市では、ドルショック・不況などの経営環境の変化に対応し、企業の経営管理などのすめかたについて、中小企業のみならずの相談にこたえるため、「中小企業経営特別相談室」を設置しました。

相談日は毎週月・木曜の午後一時から五時まで、相談室は市商工部併設の特別相談室です。どうぞお気軽におこしください。

植物園のバラが見ごろです



敷島公園西の市営植物園には、約二千本(百余種)のバラが植えられています。九月から十月中の雨つづきのため見ごろは、いくぶん遅れ気味ですが、咲きほごつたバラが、訪れる人たちの人気を呼んでいます。バラのほかに、近くに菫園・生垣の見本、つばきなどが植えられています。ぜひ、おさそい合ってください。

市立図書館の
読書週間

●記念行事



11月6日午後2時 高橋生翠
公開討論会、週刊誌の功罪
司会 佐々木田島芳子さん
11月13日午後1時30分
文芸講演会
歴史にあらわれた女性像
司会 佐々木田島芳子さん
11月13・14日午前9時 高橋生翠
高橋富夫写真展
写真にみる郷土前橋
11月20・21日午前9時
郷土人賞展
郷土出身の学者・政治家・実業家・文化人、文筆者の写真、多数を展示

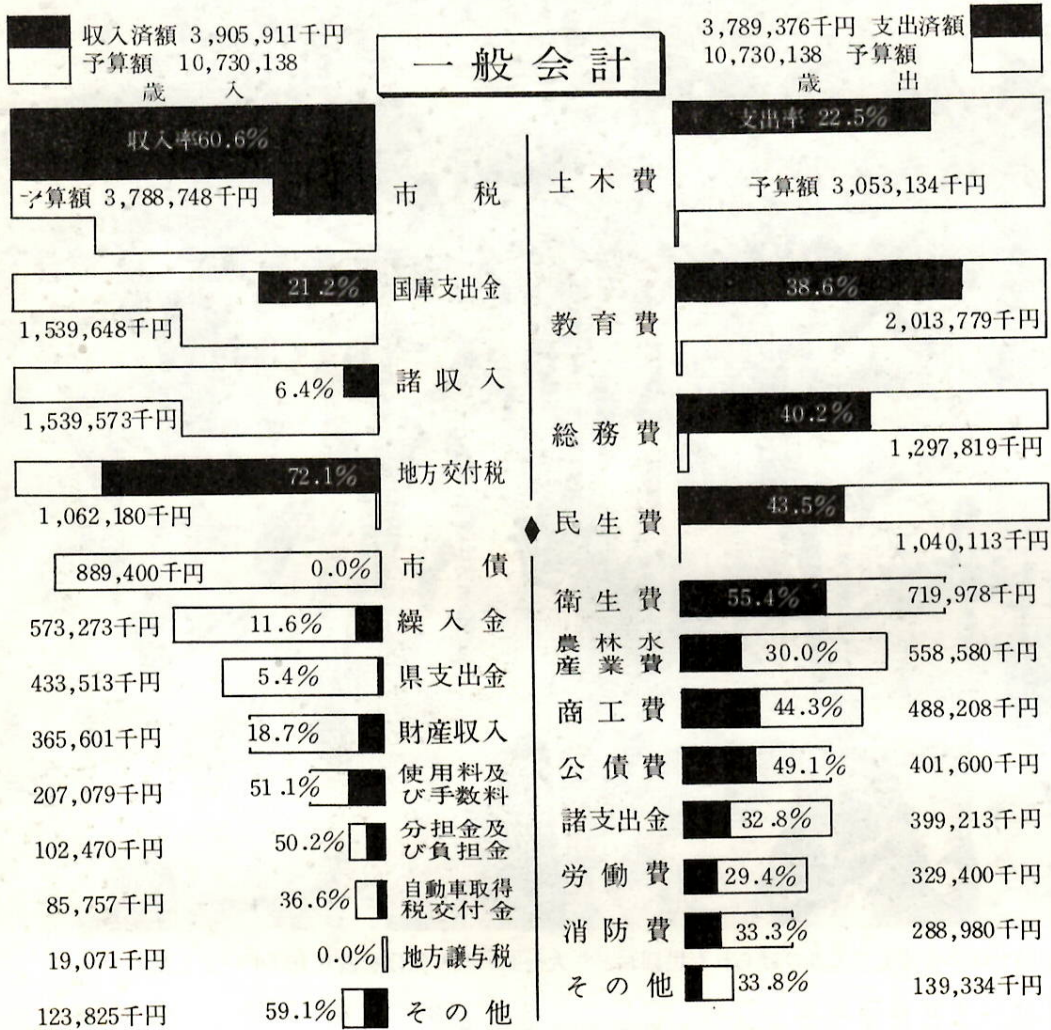
46年度
上半期

前橋市の財政

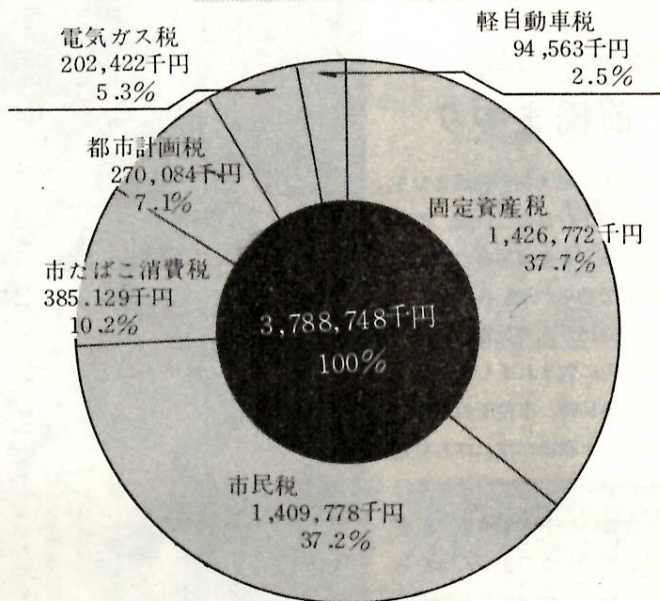
前橋市「財政概要の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、昭和46年4月1日から9月30日までの間の「前橋市の財政事情」を公表いたします。みなさんでご覧ください。

人口 237,159人
(男115,237人
女121,922人)
世帯数 67,130世帯
面積 147.39km²
(46.9.30日現在)

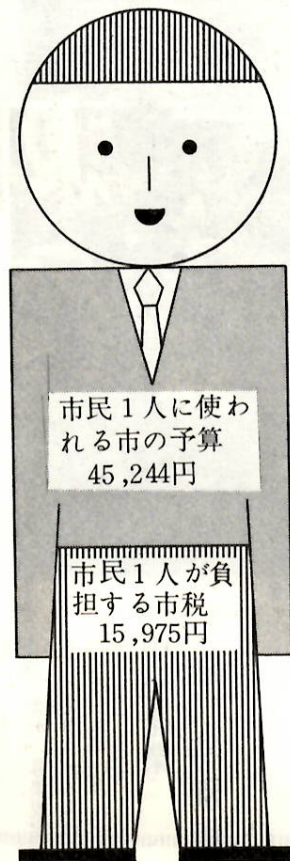
昭和46年度予算執行状況



市税の構成



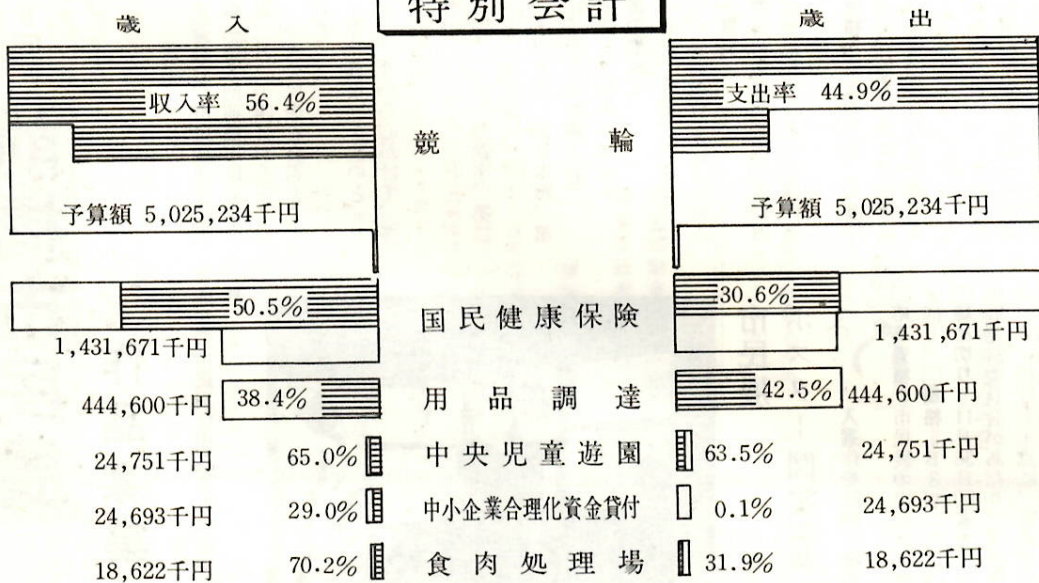
市民の税負担の状況



税目別

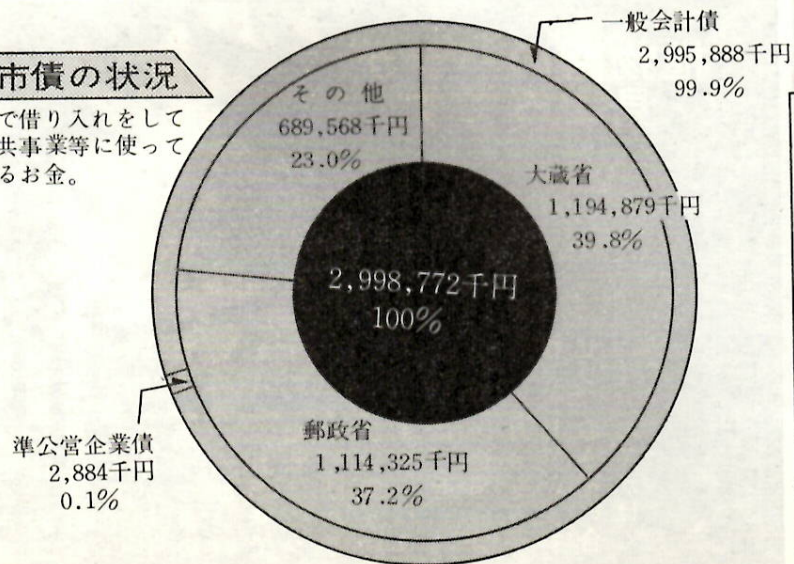
税目	1人当り	1世帯当り
固定資産税	円 6,016	円 21,254
市民税	円 5,944	円 21,001
市たばこ消費税	円 1,624	円 5,737
都市計画税	円 1,139	円 4,023
電気ガス税	円 853	円 3,015
軽自動車税	円 399	円 1,409
合計	円 15,975	円 56,439

特別会計

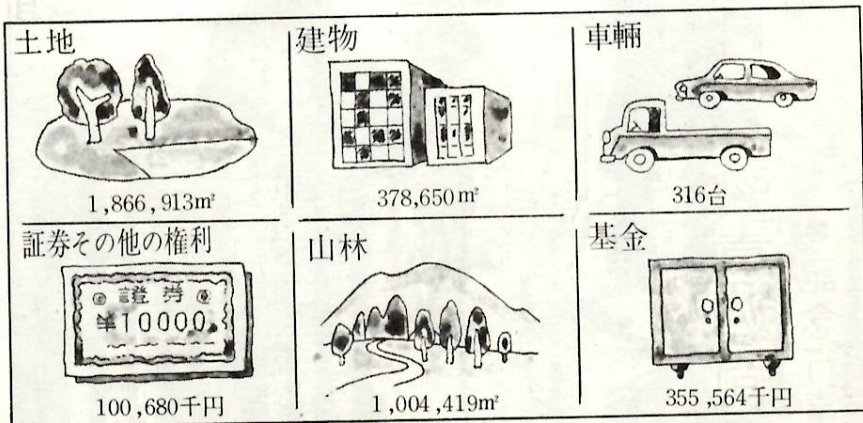


市債の状況

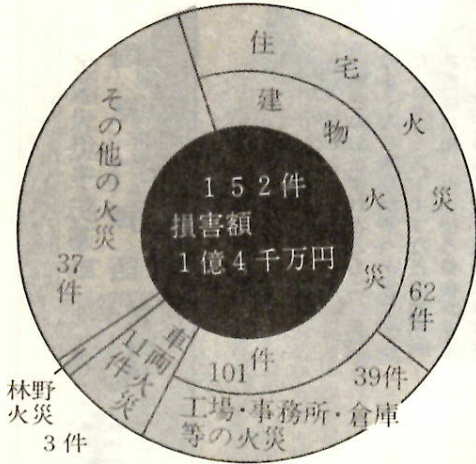
市で借り入れをして公共事業等に使っているお金。



市有財産の現在高



火災発生状況(46年1月～9月30日)



件数 損害額

●前橋の火災白書(46年1月～9月末)
一億四千万円が灰
最も多い 住宅火災 62件

ことし一月から九月三十日まで
の市の火災発生状況をみると、建
物火災百一件のうち、過半数の六

燃えさかる前橋駅前の火事(10月3日7時30分写す)

十二件が住宅火災です。昨年は八
人、ことしはこの九か月間に、す
でに四人の焼死者がでていま
すが、この十二人の焼死者のうち十
一人が住宅部分で焼死していま
す。

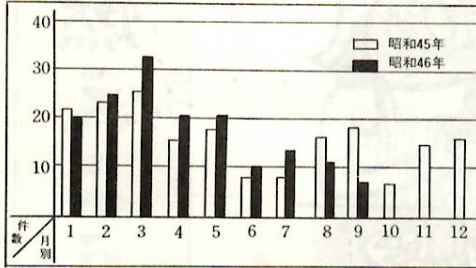
火災は

1月～3月が多い

十五年ほど前には、例年、六月
から九月にかけて無火災月とい
って、火事のまったくない月が、一
年のうち二か月ぐらいたったもの
です。ところが、このごろでは無
火災月もまったくありません。

みんなが文化生活に馴れば馴
れるほど、全国的に火災発生傾向
が強まっていくようです。また
冬期間火事が多いのは、やはり暖
房など火を使う機会が多くなり、
使用燃料も昔とちがって石油・ガ
スなど引火しやすく、速く燃えひ

火災発生件数昨年との比較



前橋市と全国・県との火災状況比較

項目	国・県・市別	全 国	群馬県	前 橋 市
火 災 件 数		56,304件	806件	192件
出 火 率 (人口1万人当り出火件数)		5.5件	4.3件	8.2件
焼 損 面 積 (建物)		2,555,600㎡	53,444㎡	7,459㎡
火災1件当り焼損面積		68.0㎡	77.5㎡	47.8㎡
焼 死 者		1,334人	28人	8人
傷 害 者		9,302人	153人	22人
損 害 額		700億円	10億円	1億9千万円

ろがる燃料を使
うようになった
ためといえます
それから、本
市の火災は、
「上州の空っ風」
によるものも少
なくないよう
です。これから
天の日が続き、
空っ風が吹くよ
うになると、空
気が乾燥し、そ
れこそマッチ一
本で柱にも火が
つく、といわれるほどになりま
す。こうした乾燥状態の日には、
消防本部では「火災警報」を発令
します。こんな日には、とくに火
の元気をつけましょう。

全国平均との比較

出火件数は多く、焼損面積
は少ない

人口一万人当りの出火件数を出
火率といいますが、この出火率が
本市は全国平均より大幅に高く、
全国平均の五・五件、群馬県平均
の四・三件にくらべ八・二件にも
のぼっています。



消防

前橋市には百五十人の消防職員と、約千人
の消防団員が、五十五台のポンプ車と三台の
救急車、そのほか指揮車、作業車が十台余り
で、年間二百件の火災と二千件の救急業務、
火災予防の指導などに取り組んでいます。
消防本部には消防長の下に消防次長がおり、
総務課、予防課、警防課の三課があります。
また、これとは別に、火災消火・救急業務
を主体として、消防長の下に消防署長がおり、
本町一丁目の消防本署には一中隊(3ヶ
小隊・救急隊)二中队(3ヶ小隊・救急隊)
とふたつの中隊があり、市
の東部地域を担当する天川
大島町にある東分署にも第
一中隊(2ヶ小隊)第二中
隊(2ヶ小隊)が常備、利
根川西の地域を担当する大
友町にある西分署にも第一
中隊(2ヶ小隊)第二中隊
(2ヶ小隊)とふたつの中隊
が常備しています。
さらに消防団組織として
消防団長・副団長の下に
第一方面団(市街地)第二
方面団(清里・総社・元総
社・東地区)第三方面団
(桂章・芳賀・南橋地区)第
四方面団(永明・上川淵・
下川淵・城南地区)という
団組織が設けられ消防活動
を中心に活躍しています。

●消防車の出場区分●

出火区分	火災の規模	出 場 車 輛
第1出場	消防機関が火災を感知し、ただちに出場。	消防署 3～5台 消防団 1台
第2出場	第1出場後、延焼火災と判定され、応援部隊を要する出場。	消防署 7台 消防団 2～7台
第3出場	第2出場では防ぎよう困難と認められる大火災。	消防署 全車輛 消防団 6～15台



消防本部・消防署前で始業点検を受けている消防署員たち。

消防のしごと

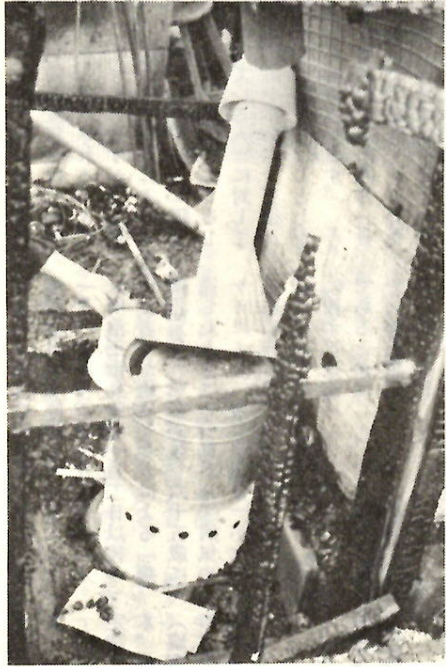
消防本部は、消防署の上部機関として三十五人の職員が、消防力整備計画、火災予防事業の実施計画、火災予防相談、危険物施設の許可認可、建築同意などの事務を主なしごととしてしています。

消防署では、市民のみなさんの生命・財産を守るため、消火作業や救急業務はもちろん、火災予防のための立入検査などを行っています。24時間勤務で、ひとときも休むことはありません。

火事と救急は「一九番」
一九番は局番がありません。
局番なしで一九番を回してください。
赤電話、ピンク電話からは10
円入れて「一九番」はかけられ
ません。この場合は管理人に話
してください。また、ボックス電
話には、専用のダイヤルがありま
す。

みなさんからかけられた「一九
番」は、消防本部の通信指令室
にはいきます。「一九番」は、
二回線ありますから、普通、話し中というこ
とはありません。ここには四、六時中職員が
おり、受信と同時に三つの分署と警察署に同
時放送され、それぞれ出動が指令されます。
消防車の出動は、街の密集の度合い、建物
の構造、規模、気象状態などによって区分さ
れていますが、通常の場合、第一出場から第
三出場までとなっています。

前橋の火災白書



石油風呂釜の「からたき」で出火。同様火災は非常に多い

ことし市内の火災発生原因で一番多いのは火遊び・たき火・石油風呂釜・たき火などがあり、以下原因についてみましよう。

▽石油風呂釜 石油風呂釜の消費量と消費する空気の量が、ちょうどバランスがとれるように設計されているものですが、中に無数の穴のある燃焼筒にススがたまり、空気の流れが悪くなり、加速度的にススを生じます。そして釜の内部全体にススがたまっていくと、熱した排気ガスが煙突から出られず、ついに焚き口部分から炎が吹き出し、火事になる例が多いようです。

これを防止するには、一か月に一回、そうじをすることが必要です。焚き口部分から燃焼筒、燃焼筒を出し、上の煙突をはずして上ぶたを取ります。ブラシのようなもので水をかけながら、付着したススを洗い流します。また、燃焼筒もよく点検し、ススがついていたら洗い流しましょう。そして、元どおり完全に組み立てれば安全です。

また、火災の原因では石油風呂釜のからたきも多くあげられています。点火する前に、もう一度水

火災原因

火遊び 21件、たき火 20件

いぜん多い石油風呂釜・たき火



石油ストーブが板かべに近すぎて出火したもの

わけています。たき火からの出火は、たき火の最中に急に強い風が吹いたり、もう消えたと思った火が再燃することから起ります。たき火をするときは、穴の中で燃やし、バケツに二、三杯程度の水を用意しておき、また、後始末は完全にしましょう。少し大ききたき火をするときは、消防署に届け出ましょう。

▽たき火 灰皿のあるところで

たき火の投げ捨てによる火事も全国的に最も多く、酒に酔ったあぐけの寝たばこも危険です。一月から九月末までで、たき火が原因による火災が市内で十一件も発生しています

▽石油ストーブ 置き場所 石油ストーブと石油風呂釜の構造は、よく似ています。普及率の割合に火事が少ないのは、常に近くに人がいて、火の調整が行なわれているからと考えられます。石油ストーブはこれからの使用は、一時的に多く燃やすと必ず点検し、障子フスマ・机などから前方で一メートル以上、横と裏側で五〇センチ以上空間がとれるように置いてください。また油を補給するときは浅らさないようにし、濡れた油は、きれいに拭きとってから点火しましょう。

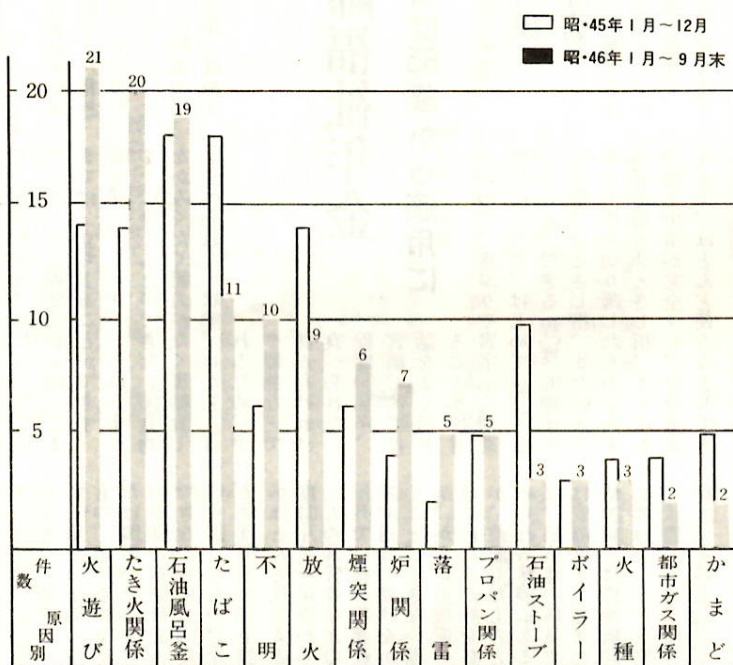
▽煙突 煙突の火の粉が乾かしてあった布団に飛び火出火



煙突による火災の殆んどが、飛び火によるものと、煙突に木造建物の部分が近すぎることから発生しています。飛び火は紙くす、かならずのようものを、一時に多く燃やすと出るほか、煙突の中に多量のススがつくと発生しやすくなります。煙突と木材など燃えるものは、十五センチ以上離れていないと煙突の熱によって着火してしまいます。破損にも、じゅうぶん注意して修理してください。

原因別火災発生状況

(1月～9月)



前橋市

消防施設

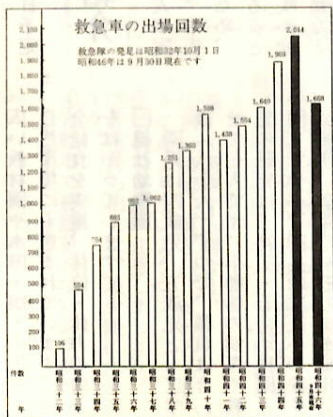
市では、古い消防車両の更新、新しい化学車、三十三化と拡充強化をはかっています。

消防署には、普通ポンプ車五台、タンク車五台、化学車、はしご車各一台が常備され、消防団には普通ポンプ車四十三台が、いつでも出動できるよう整備されています。

前橋市では、広瀬川が中心部を流れ、これが中小河川に分かれて比較的水の豊かな都市といわれていますが、消防上から考えると、まだまだ水不足です。そのため、市内に千二百個ほどの消化栓ができています。また、水道本管のないところは防火水槽が百七十四か所設けられています。しかし、いざ火災とこのとき、満足の状態ではありません。そこで、これらの施設は、年次計画で増設しています。

救急活動

毎日、ビーボー・ビーボーのサイレンの聞こえない日はありません。昭和三十二年に救急隊が発足した当時は、一年間に五百回ぐらゐの出動回数でしたが昨年は四倍の二千回をこえています。



救急車の出動回数
救急隊の発足は昭和32年10月1日
昭和46年は9月30日現在です



ハシゴ車を使って、高層建物の消火訓練。救急活動も、これから重要なこととなっています。



救急車の出動は年2千回をこえ、3台の救急車はフル出動しています

かわいなお子さんを力ぜから守るには、もちろん大きなマスクも必要ですが、もっとたいせつなのは予防接種を受けておくことです。

インフルエンザ
接予種防

11月16日から実施

過労や栄養不足をさげるとともにワクチンによって免疫をたかめ、以外に適切な方法はありません。市ではインフルエンザから子どもさんを守るため、次の日程で予防接種を行います。予防接種を希望する人は、注意事項をよく読んでから、もよりの会場へお出かけください。

□対象者 市内に居住する満三歳以上の未就学児で、インフルエンザ予防接種を希望するお子さん。（昭和43年11月1日以前の出生者です）保育所、幼稚園児については、通園先の施設で行なう予定になっています。

注意事項

予接種を受けるときの

①接種を受ける子どもさんには

必ずず保護者が同行すること。接種の前に健康状態についての「問診票」を提出していただきます。

「問診票」は、予防接種の可否をきめるたいせつな資料となりますので、この記入には責任をもてるかたの付き添いが望ましいわけです。「問診票」は会場でお渡しします。

②接種当日、家庭で体温をはかってから、会場へお出かけください。

③この予防接種は一週間の間隔で二回受けてください。

④お出かけのときは、必ずず母子帳を持参ください。

予防接種ができない人

会場で問診・予診をしますが、次のいずれかに該当している場合または疑いのある場合は接種をいたしません。

①熱がある②心臓、血管系、腎臓、肝臓の病気がある③糖尿病、脚気の病気がある④ひきしけを起したことがある⑤じんましんを起したり、ものにかぶれたり、食物にあたり易い。肉・魚を食べたり牛乳や薬を飲んだりすると特別の症状を起す。⑥鶏卵や鶏肉をたべたとき、鶏の羽に触れたり、鶏舎に入ったりすると、発しん、じん

ましん、喘息、下痢などの症状を起す。⑦病後で衰弱している⑧いちじるしく栄養状態がわるい⑨その他の医師が予接種をすることと不適當と認めた人。

接種後の注意

①接種当日と翌日は入浴や運動をやめ、安静を保つこと②ときには接種部位が赤くはれたり、痛んだり、軽度のだるさ、頭痛、発熱さむけなどがあります。が二三日中に特別の処置をほどこすことなく消えます。③接種後、異常反応があった場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。

国民年金の無拠出制
 老齢福祉年金は七十歳
 から支給されることに
 なっていますが、国民
 年金法の改正によって
 「からだや精神に障害
 があるため日常生活に
 いちじるしい制限を
 受けている人」に対し
 ては支給開始年齢を早
 め六十五歳から支給
 することになり、こと
 十一月一日から適用
 されます。

該当者は明治四十一年四月一日以前の出生者で、病氣・ケガのためはじめて医師の診断を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内に症状が固定し治療の効果が期待できない状態のときはその日、以下「療疾認定日」といいます）の症状が、国民年金法に定める程度の状態にあるときに支給されます。

支給開始の時期は①こと十一月一日現在六十五歳以上の人（明治三十九年十一月一日以前の出生

者)で、すでに病氣やケガで「療疾認定日」を経過している人は十一月一日から②六十五歳未満の人(明治三十九年十一月二日以後の出生者)が病氣やケガによる「療疾認定日」を経過後、六十五歳に達したときはその日から③病氣やケガによる「療疾認定日」が六十五歳に達した日以後七十歳に達する目前であるときはその療疾認定日から、それぞれ支給されます。

なお、この年金は拠出制老齢年金の受給者およびすでに福祉年金を受けている人には、あわせて支給されないことになっています。

支給額は月二千三百円(年額二万七千六百円)ですが、本人の所得および扶養義務者の所得による支給制限のほか、公的年金などを

無拠

国民年金

無拋出制老齡福祉年金

障害者は65歳から適用に

受給手続きは、老齢福祉年金決定請求書に医師の診断書と戸籍抄本、住民票の謄本を添えて市役所（城南支所）へ提出ください。なお、裁定請求書および診断書の用紙は、市役所国民年金課（城南支

の

大出制老齡福祉

障害者は65歳

所住民係）に備えてあります。

認定の対象となる障害

①万国式視力表の一番大きな文字がメガネをかけて二メートルの距離からやっと読める程度で、日常生活にひじょうに不便を感じ

る程度②耳のそばで大声でどなれば、そのうちの、ふたつ、三つの声ができこえる程度③眼を閉じたままでは、立ち上ることができず、眼を開いても十メートル以上まっすぐに歩くことができない④食物をかみくだく能力がなく流動食しか食べられない状態。口からこぼれるため、手や器物などでも防がなければならない⑤食べられない程度⑥音声、言語だけでは話をよく伝えることができないので、身ぶりや書字の補助動作によって、はじめて話を伝えることができる程度⑦両手のおや指、ひとさし指、またはおや指と中指を切り落したものの⑧両手のおや指とひとさし指、またはおや指と中指が完全マヒ、完全強直などで、ほとんど使うことができない

ない程度の状態⑧片腕の完全マヒまたは関節の完全強直などで片腕がほとんど使うことができない程度⑨片手の全部の指を切り落したものの、⑩片手の全部の指のマヒまたは関節の完全強直などで、片手の全部の指がほとんど使うことができない程度⑪両足の全部の指を切り落したものの⑫片足の完全マヒまたは関節の完全強直などで片足がほとんど使うことができない程度⑬片足を足首から上で切り落したものの⑭背骨などの障害のため、屋外では杖、松葉杖、そのほかの補助用具の助けをかりなければ歩くことができない程度⑮前期のはか、からだの機能的障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前記したものと同等以上と認められる状態にあるもの。たとえば、結核性の病氣や腎臓の病氣では安静度が三度または四度の人、精神病では精神病院に入院させる必要はないが、日常生活ができない状態のもの、精神薄弱では痴愚程度のものでなっています。

市立幼稚園・園児募集

11月 ●
15日から

市立幼稚園では、次のとおり四十七年度入園の園児を募集しますの
で、入園希望の人は申し込んでく
ださい。

□募集園児数

円型遊技室がみえる若宮幼稚園庭

①神明幼稚園 四歳児八十人。
②若宮幼稚園 四歳児二百人。
③總社幼稚園 四歳児八十人。

□入園該當児

四歳児 昭和42年4月2日から
43年4月1日までに生まれた人。

① 願書渡し 11月8日から13日まで各幼稚園で。

② 願書の受付 11月15日から20日まで各幼稚園で。

③面接 11月24日。希望者が少ない場合は、かんたんな面接、定員をこえた場合は、抽選と身体検査を行います。

市立幼稚園の紹介

申月力佳國

員で、職員は園長以下11人。市街地の中央部の幼稚園であるため、とくに自然環境をととのえることに努力、草花を絶え間なく咲かせたり、魚・うなぎ・鳩・小鳥などを育てたり、約百坪の畑にじゃがいも、さつまいもを栽培、園児を土に親じませるようにしています。

園児は四歳児、五歳児とも二等級（八十人）ずつで、職員は合わせて七人です。小動物の飼育や教師の研究は、神明・若宮幼稚園と同じですが、園長は總持小の校長が兼務、全園児がそのまま總持小へ入学するという、幼・小一貫の理想的な幼稚園です。四学級という家庭的な幼稚園で、幼児は落ち着いたふんい気の中で教育が受けられるよう配慮されています。

児童文化センター

だより

□児童文化センター合唱団
 小学校三年生から六年生を対象に、合唱団の三期生を募集しています。練習日は、11月14日（日）から毎月第1・第2・第3日曜日費用は、テキスト代のみ。講師は七中教諭、高山長司さんと南橘中教諭寺本晴美さん。定員は60名です希望者は11月6日（土）から13日（土）までに直接来館のうえ申し込んでください。

☐ レコード・コンサート

11月21日(日)午後3時から一階視聴覚室で月例のレコード・ユンサートを行います。今月のテーマは「たのしいオーケストラ」「おもちゃの交響曲」「ペルシャの市場」など楽しい曲でいっぱいです。



秋の乳児検診 新市域

じょうぶな赤ちゃんに育てるための乳児検診を受けましょう。当日は母子手帳をもって検診会場へおいでください。検診内容は、問診・身体計測・診察・保健指導などです。

対象者

昭和45年9月1日から46年8月31日までの出生児。

検診日と会場

11月9日(火) 芳賀公民館(芳賀地区全域) 南橋公民館(上細井・下小出・竜蔵寺・南橋町)
11月10日(水) 総社公民館(大渡・野馬・栗島・鍛冶・大屋敷・山王・植野・桜が丘)
11月11日(木) 桂壺公民館(三俣・幸塚・上沖・下沖・上泉町) 南橋公民館(上小出・荒牧・田口・関根・川原町)
11月12日(金) 南橋公民館(下細井・北代田・日輪寺・川端町) 桂壺公民館(西片貝・東片貝町)
11月17日(水) 東公民館(箱田・後家・前箱田・小相木・古市・江田町) 桂壺公民館(石関・亀泉・萩窪・堀之下・堤・江木町)



おとしよりに「秋の香り」を
老人福祉センターに菊を展示

市では、①市民税がかららない世帯および市民税が軽減された世帯の妊産婦と乳幼児②生活保護を受けている世帯の妊産婦と乳幼児
○おとしよりに、秋の菊の香りをたのしんでもらいたい。と、敷島公園にある老人福祉センターに、たくさんのおとしよりの菊が展示されました。これは、芳賀・南橋地区を中心とした菊愛好会(代表 木暮茂登平さん)のみなさんが、日ごろ丹精をこめた作品で、老人センターを訪れるみなさんに楽しんでほしいというものです。

牛乳を無償で支給

妊産婦と乳幼児を対象に
市では、①市民税がかららない世帯および市民税が軽減された世帯の妊産婦と乳幼児②生活保護を受けている世帯の妊産婦と乳幼児

の健康増進のため、牛乳を一人一日一本ずつ無償で自宅へ配達することになりました。

支給期間は①妊婦は申請した日の翌月から出産した月まで②出産した日の翌月初日から三か月間③乳幼児は出生後満四か月目から九か月間、です。該当する人は、母子手帳と印かんを持って、市役所三階保健課へ申し出て、申請の手続きをとってください。

健康相談日

医師会の育児相談

11月10日(水) 24日(水) 群馬メデイカルセンター三階育児相談室で、乳児を対象の健康診断・栄養指導・生活指導を行ないます。時間は午後二時から四時まで。

母親学級

11月10日(水) 17日(水) の午後一時から広瀬団地第三集会所。対象は広瀬団地および周辺にお住みの妊婦とそのほかの希望者。

保健所の健康相談

①乳幼児健康相談
第一火曜日(11/3 月見)
第二火曜日(4/6 月見)
第三火曜日(7/9 月見)
第四火曜日(10/12 月見)
内容は問診、身体計測、診察、保健指導など。希望者にはフエニール検測、尿症の検査も行ないます。
②一般健康相談 毎週月曜日(成人病相談など)
③療養相談 毎週水曜日(呼吸器疾患に関する相談など、いずれも午前九時から十一時まで)
④愛の献血を
11月11日(木) 午前九時三十分から午後三時まで、朝日町三丁目赤十字血液センター前庭。自分や家族、友人などが、いつでも輸血してもらえるように、健康なときに献血をしましょう。

各種相談日

心配ごと相談

5日・12日・19日・26日の四回 前橋市母子福祉センターで、毎週金曜日午後一時から四時まで。

青少年相談

①定例相談 4日、11日、18日、25日(毎週木曜日午後一時から四時まで) 中央公民館の相談室で行

市立教育研究所(若宮小学校南校舎内)では、市立の幼稚園・小学校・中学校・養護学校の児童生徒の教育上のさまざまな問題について「教育相談」を行なっています。相談日 木・金曜日の午後二時から四時三十分までです。

教育相談

相談内容は①学習・復習など家庭学習で困っている問題②進路・就職のことで困っている問題③友達関係、男女の交際、クラブ活動など学校生活で困っている問題④落ち着かない、うそつき、乱暴など、性格上などで困っている問題⑤夜尿、車酔い、どもり、偏食など、からだに関する問題で困っている問題⑥ことばづかい、こづかいのあたえかた、共働きなど、家庭のことなど、毎日の生活のことなどで困っていることなど、どんな小さな問題でも結構です。ぜひ、ご利用ください。

小型特殊車は 軽自動車に届けを

フォークリフト、構内運搬車、ロードローラー、雪上車、スノーバー(掃除車)、自脱型コンバイン(乗用装置を備えたものに限り)など、特殊な用途に使う車両のうち、小型のものは軽自動車税が課税されることになっています。車種は、いろいろなメーカーにわたって数十種以上あります。が、おおむね高さ二メートル、幅一・七メートル、長さ四・七メートル以下、一・五〇〇CC、時速十五キロメートル以下のものです。これに該当すると思われる車種をお持ちの人は、至急軽自動車税の申告をください。申告は市役所市民税課市民税第三係へ譲渡証と印かんを持っておいでください。くわしい問い合わせも、同係へ。

短信

■お年玉年賀はがき11月5日から発売 前橋郵便局ではお年玉つき年賀はがきを11月5日午前8時から売り出します。お年玉賞品は一等カセットレコーダー、二等浄水器ほか多数。年賀状も郵便番号で区分けされますので、あらかじめ住所録などの整理をしておきましょう。

学校リレー訪問

第三中学校

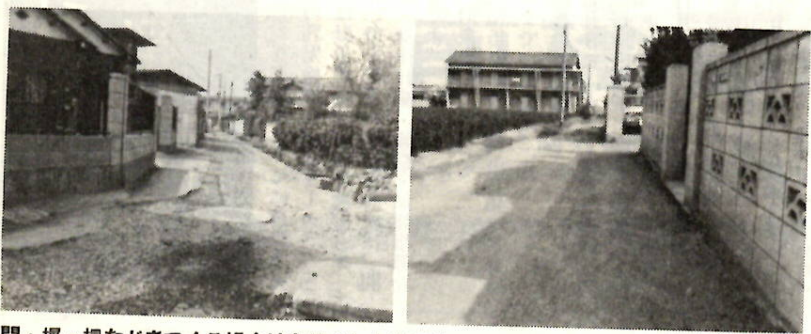
第三中学校メモ
□開校昭和22年4月 □新校舎落成40年3月 □校地15,468平方メートル □校舎5,692平方メートル □生徒数896人 □学級数21 □教職員数38人

私たちの学校は、市の中心部に近く、南には、県庁をはじめとする重要な役所、北西部には敷島公園・陸上競技場などがあります。そして、岩神小・敷島小・桃井小の一部が学区になっています。校舎は、古い二階建てと、鉄筋四階建ての二棟からなり、すでに卒業生は一万四百人、先輩の残してくれた栄誉ある賞状・トロフィー・優勝旗などもたくさんあります。それらを見るたびに私たちが先輩を身近かに感じることが出来ます。と同時に、自分たちががんばって来た伝統を、毎日毎日をのびのびと、そして元気にっばいっばいっばいの体育練習



「ぼくら三中生徒元氣いっばいの体育練習」が盛んで、文化クラブでは自然科学クラブが毎年のように良い成績をあげ、全国にその名をとどろかせています。また、運動クラブでは、サッカークラブが去年・ことしと二年連続して全国大会に出

(生徒会長 金井裕久)



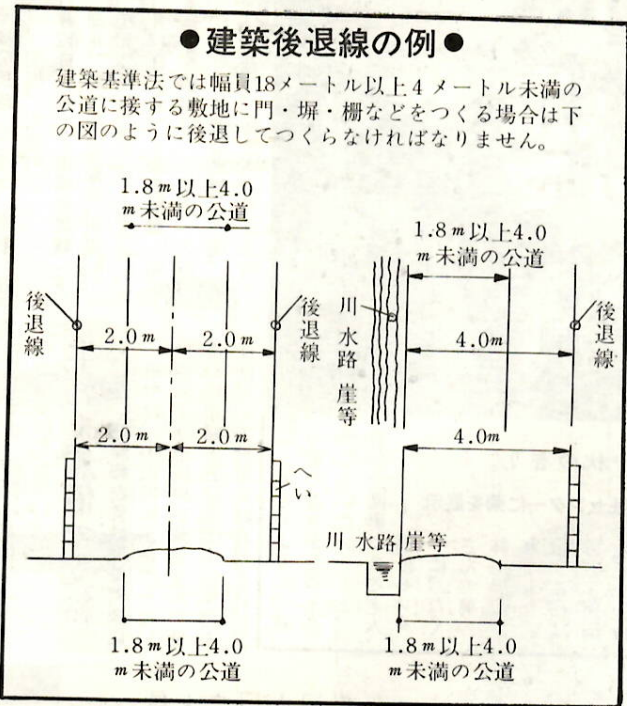
門・塀・柵などをつくる場合はきめられた後退線よりさがって作らなければなりません。写真は後退線によって作られた門や塀。

本市では「秩序あるまちづくり」を目的とし、四十二年六月から特定行政庁を設置、建築基準法に基づく業務を行なっています。建築基準法では、幅員一・八メートル以上四メートル未満の公道に接する敷地に門・塀・柵などをつくる場合は、一定の基準に基づいた後退線よりさがってつくられなければなりません。

また、塀をつくる場合は、土木課へ「官民境界立合申請書」を提出し、官民境界を決めてから着工してください。いつでも立ち合いに応じますので、ご連絡ください。

これに違反すると、厳重な罰則が建築主と施工者に適用されますから、じゅうぶんご注意ください。

市では、毎日パトロールをしています。万が一これに違反して築造中のものがありましたら、市役所四階建築指導課(電話24局一・一一内線三二六)へお知らせください。



門・塀・柵をつくる時の注意とおねがい!

法律改正により十月一日から次に該当する人は、請求手続きをしてください。

①軍人軍属・準軍属の公務傷病勤務関連傷病の障害年金、障害一時金、遺族年金等の支給範囲を第五款まで拡大、日華事変昭和十六年十二月八日以後の傷病、死亡も対象とします。②不具療疾の夫に対し、生活費取得の有無を問わず遺族年金を支給します。③昭和二十年九月二日以後引き続き海外で特別事情に関連し死亡の軍人軍属の遺族年金、弔慰金の支給をします。④昭和二十八年八月一

△一部改正▽

戦傷病者戦没者遺族等援護法・旧軍人等恩給法が

日現在で六十五歳未満の軍人の父母で恩給法の扶養加給の対象者外の者に遺族年金を支給します。⑤第五款以上の軍人等の療養手当等の支給をします(特別援護法)。

⑥戦没者等の妻、戦傷者等の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金については、公務傷病の範囲は第五款まで拡大、その身分は準軍属まで拡大支給します。⑦旧軍人等の恩給(戦地外勤務の加算恩給の支給)が戦没者等の遺族が申告する場合は、①勳章受給者が申告する場合は、②勳章受給者が申告する場合は、③勳章受給者が申告する場合は、④勳章受給者が申告する場合は、⑤勳章受給者が申告する場合は、⑥勳章受給者が申告する場合は、⑦勳章受給者が申告する場合は、⑧勳章受給者が申告する場合は、⑨勳章受給者が申告する場合は、⑩勳章受給者が申告する場合は、⑪勳章受給者が申告する場合は、⑫勳章受給者が申告する場合は、⑬勳章受給者が申告する場合は、⑭勳章受給者が申告する場合は、⑮勳章受給者が申告する場合は、⑯勳章受給者が申告する場合は、⑰勳章受給者が申告する場合は、⑱勳章受給者が申告する場合は、⑲勳章受給者が申告する場合は、⑳勳章受給者が申告する場合は、㉑勳章受給者が申告する場合は、㉒勳章受給者が申告する場合は、㉓勳章受給者が申告する場合は、㉔勳章受給者が申告する場合は、㉕勳章受給者が申告する場合は、㉖勳章受給者が申告する場合は、㉗勳章受給者が申告する場合は、㉘勳章受給者が申告する場合は、㉙勳章受給者が申告する場合は、㉚勳章受給者が申告する場合は、㉛勳章受給者が申告する場合は、㉜勳章受給者が申告する場合は、㉝勳章受給者が申告する場合は、㉞勳章受給者が申告する場合は、㉟勳章受給者が申告する場合は、㊱勳章受給者が申告する場合は、㊲勳章受給者が申告する場合は、㊳勳章受給者が申告する場合は、㊴勳章受給者が申告する場合は、㊵勳章受給者が申告する場合は、㊶勳章受給者が申告する場合は、㊷勳章受給者が申告する場合は、㊸勳章受給者が申告する場合は、㊹勳章受給者が申告する場合は、㊺勳章受給者が申告する場合は、㊻勳章受給者が申告する場合は、㊼勳章受給者が申告する場合は、㊽勳章受給者が申告する場合は、㊾勳章受給者が申告する場合は、㊿勳章受給者が申告する場合は、

調査件数 一、〇一一件
検査成績 正味量表記商品については総検査件数八九六件で、こ

市では、七・八月に第十五回全国いっせいで量目取り締めを行ないました。このほどその結果がまとまりました。その結果が、不足であったものの四・六割でした。

これを商品別にみると最も成績の良かった商品は、調味料で正味率一〇〇割、以下即席九七・三割、菓子類九四・三割、緑茶八六・二割となり、緑茶の不足率が一〇・九割と高くなっていました。

また、前計量商品においては検査件数一五五件で、正味率六六・三割、起過率一五・七割、不足率一八・三割であり、正味量表記商品に比較しバラツキの大きいのが目



全国正味量検査の結果

立ちました。これらの商品の成績をみると正味率の高い順では、食肉八六・二割、果物六三・七割、野菜六一・九割、食肉加工品五九・一割、魚介類五二・四割となっており、超過率の高い商品では食肉加工品三六・四割、果物二二・七割等、また不足率の高い商品は野菜三八・二割、魚介類三三・三割等でした。

●中央公民館から
楽しいうたごえ運営委員会の指導により、25日(月)午後6時30分から、中央公民館洋間で「うたごえ」が、世界民謡、ポピュラーソング、クラシック音楽、ホークソング、クラシック音楽。

●11月の市民の茶席
十一月の例会は、二十五日(木)午前十時から午後三時まで(十五日は休館)中央公民館前庭の茶室でひらかれます。

今月の当番は、前橋茶道会の宮下宗茂さんです。

現金一万円 軽費老人ホーム寿楽園の松本セツさんから。

旧金勳章叙賜一時
賜金受給者に銀杯
該当者は申し出を
昭和十五年四月二十九日付で金勳章を授与され、一時賜金として賜金庫債券を支給された人で現に生存している人、および勳章受給者が昭和三十八年四月一日以後に死亡しているときは遺族に対して内閣総理大臣から銀杯が贈られます。この該当者は、①勳章受給者が申告する場合は、②勳章受給者が申告する場合は、③勳章受給者が申告する場合は、④勳章受給者が申告する場合は、⑤勳章受給者が申告する場合は、⑥勳章受給者が申告する場合は、⑦勳章受給者が申告する場合は、⑧勳章受給者が申告する場合は、⑨勳章受給者が申告する場合は、⑩勳章受給者が申告する場合は、⑪勳章受給者が申告する場合は、⑫勳章受給者が申告する場合は、⑬勳章受給者が申告する場合は、⑭勳章受給者が申告する場合は、⑮勳章受給者が申告する場合は、⑯勳章受給者が申告する場合は、⑰勳章受給者が申告する場合は、⑱勳章受給者が申告する場合は、⑲勳章受給者が申告する場合は、⑳勳章受給者が申告する場合は、㉑勳章受給者が申告する場合は、㉒勳章受給者が申告する場合は、㉓勳章受給者が申告する場合は、㉔勳章受給者が申告する場合は、㉕勳章受給者が申告する場合は、㉖勳章受給者が申告する場合は、㉗勳章受給者が申告する場合は、㉘勳章受給者が申告する場合は、㉙勳章受給者が申告する場合は、㉚勳章受給者が申告する場合は、㉛勳章受給者が申告する場合は、㉜勳章受給者が申告する場合は、㉝勳章受給者が申告する場合は、㉞勳章受給者が申告する場合は、㉟勳章受給者が申告する場合は、㊱勳章受給者が申告する場合は、㊲勳章受給者が申告する場合は、㊳勳章受給者が申告する場合は、㊴勳章受給者が申告する場合は、㊵勳章受給者が申告する場合は、㊶勳章受給者が申告する場合は、㊷勳章受給者が申告する場合は、㊸勳章受給者が申告する場合は、㊹勳章受給者が申告する場合は、㊺勳章受給者が申告する場合は、㊻勳章受給者が申告する場合は、㊼勳章受給者が申告する場合は、㊽勳章受給者が申告する場合は、㊾勳章受給者が申告する場合は、㊿勳章受給者が申告する場合は、

勢多郡誌に次のようなことがのっています。

「正円寺の南にも十六本松があった。屋敷奉公の女中が、皿を破って生き埋めにされた。供養に一本の松を植えると、それが二本四本、八本と増えて遂に十六本となった」

という事です。

大和様(松平大和守)のころの話ですが、残念ながら六十余年前に切られてしまい、いまではありません。

そこで今回は、この堀之下町の十六本松を訪ねてみることにしました。

伝説とその付近

十六本松(堀之下町)

(61)

この十六本松について近くに住む島山金次郎(八二才)さんは、次のように話してくれました。

「わが子どものころにはありましたが、おとなが二人がかりもするほどの大きな松でした。

根元から六尺(約二メートル)ほど立ち上がったところから枝が四本に分かれていました。この枝の太さが、ちょうどおとな一人がかかえられるものでした。

四本の枝がそれぞれ二本に分かれ八本の枝となり、さらに分かれて十六本の枝となっていました。



また、この寺の本堂前の門は、かつて大胡城にあった「萩の門」を移築したもので、貴重な文化財です。

こうした伝説とは反対に、この付近から南一帯では、土地改良が実施され、ここでも新しい農業が行なわれています。【写真は正円寺と大胡城から移された貴重な

「はつきりとは覚えていませんが、この娘さんの年は十六だったとかで、足利から来たということでした」

このお話を聞いてみると、なにか番町屋敷の前橋版ともいえるような話です。

この正円寺の裏は、りっぱな古墳で、水こそありませんが、

「はつきりとは覚えていませんが、この娘さんの年は十六だったとかで、足利から来たということでした」

このお話を聞いてみると、なにか番町屋敷の前橋版ともいえるような話です。

この正円寺の裏は、りっぱな古墳で、水こそありませんが、